

下呂市告示第142号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を出納員(令和2年下呂市告示第102号に規定する出納員をいう。以下同じ。)に委任させ、さらに出納員をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる現金取扱員に委任させた。

令和2年6月5日

下呂市長 山内 登

別表

施設名称	現金取扱員		委任事務
下呂市役所下呂庁舎	市民課	山中明美、岡崎晋也 加藤広美、和田知英子	徴収金の収納
	総務課	小林哲、島田泰明 各務雅康、曾我康太 春田洋希、今井愛斗	